

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

◇ 告 示

目 次

- 教育職員の免許状の授与
- 生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出
- 生活保護法による医療機関の指定
- 国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理
- ”
- ”
- 国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 飼料の分析検査の概要
- 地域森林計画の変更
- 土地改良区の解散の認可
- ”
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の認可
- ”
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良区の清算人の就任
- 新たに行為とする土地改良事業の認可

土地の立入りの通知

” 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◇ 公安告示 道路交通法による聴聞の実施

◇ 公 告 高圧ガス作業主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第二百三十七号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
高等学校助教諭免許状	昭四二高助第一号	稲村 美乃留	鳥取県
”	” 第二号	鷲見 葵	”
”	” 第三号	越谷 義道	”

鳥取県告示第二百三十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名、称	所在地	診療科名	廃止年月日
山本医院	西伯郡名和町大字 御来屋八四二	内科、小児科、 放射線科	昭和四十二年一月三十一日

鳥取県告示第二百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和四十二年二月一日	山本医院	西伯郡名和町大字 御来屋七七四	内科、胃腸科、 小児科、 放射線科	山本博美

鳥取県告示第二百四十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
豊田医院	倉吉市塚町二丁目八七〇	広島県	昭和四十一年二月一日

鳥取県告示第二百四十一号

国民健康保険（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
菊川医院	境港市上道町二八九四	全都道府県	昭和四十二年三月二十三日

鳥取県告示第二百四十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一一	全都道府県	昭和四十二年四月四日

鳥取県告示第二百四十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医二二五一	井 上 一 夫	昭和四十二年三月十日

鳥取県告示第二百四十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日
加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一	昭和四十二年三月二十五日
菊川 医 院	境港市上道町一八九四	" "
中 下 "	" 朝日町九三	" 三十一日

鳥取県告示第二百四十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令

第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録年月日
井上一夫	鳥取市古市一五〇番地	鳥国医一、二五一	昭和四十二年三月十日

鳥取県告示第二百四十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指定年月日	採用点数表
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	小児科	小田信夫	昭和四十二年三月一日	乙表
小田耳鼻咽喉科医院	" "	耳鼻咽喉科	小田 聡	" "	乙表
湖東 医 院	湖山町下浜	産婦人科	繩田昌平	" "	" "
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三二	歯 科	森本郁雄	" "	齒科点数表
龜山 "	上井町二の二三	" "	龜山幸彦	" "	" "

鳥取県告示第二百四十七号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十二年二月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名称	登録番号	検査結果				収去年月日 その他事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
坂出市坂出町浜田3305 日本農産工業株式会社坂出工場						昭和42年2月24日 米子市純町2丁目138 江畑商店 粗蛋白質不足
アルエイ印成鶏用完全配合飼料 さつき	4496	16.0	2.5	7.0	11.0	
アルエイ印大雛育成用完全配合飼料 大雛用	3149	14.5	3.1	3.6	6.3	
アルエイ印中雛育成用完全配合飼料 中雛用	3148	14.0	3.0	7.0	10.0	
アルエイ印中雛育成用完全配合飼料 中雛用	3148	15.7	3.4	6.4	9.4	
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場		17.0	3.0	7.0	10.0	
三井印若豚完全配合飼料 肉豚前期用	2906	17.5	3.1	4.4	6.5	昭和42年2月24日 米子市昭和町29番地 丸石産業株式会社米子支店倉庫
三井印完全配合飼料 成種豚用	2908	14.0	1.5	7.5	10.0	
三井印若豚完全配合飼料 肉豚後期用	3428	15.0	3.3	3.4	5.7	
		14.0	1.5	8.0	10.0	
		15.4	3.2	5.5	6.0	
		13.0	1.5	7.5	10.0	
		13.5	2.9	3.0	4.9	

【備考】検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示は当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名称	区分	検査結果				収去年月日 その他事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
境港市渡町1168番地 美保飼料製造所	表	40.0			35.0	昭和42年2月8日 境港市渡町1168番地 美保飼料製造所
飼料用魚粉	表	43.0			32.0	

【備考】表示区分の欄中「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を示す。「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は検査結果の成分検査の欄中上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示は当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

鳥取県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第三項の規定に基づき、倉吉森林計画区及び米子森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第五項の規定により次の場所において公表する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉森林計画区の地域森林計画の公表場所

鳥取県農林部林務課及び鳥取県倉吉地方農林振興局

米子森林計画区の地域森林計画の公表場所

鳥取県農林部林務課、鳥取県米子地方農林振興局及び鳥取県日野地方農林振興局

林振興局

鳥取県告示第二百四十九号

日吉津土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五十号

岸谷土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西郷土地改良区の定款の変更を昭和四十二年四月十一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五十二号

昭和四十二年二月二十八日付けで関金町から申請のあつた土地改良（単農道）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年四月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 関金町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十三号

昭和四十二年二月十五日付けで大山町から申請のあつた土地改良（単農道）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年四月十八日から二十日
- 三 縦覧に供する場所 大山町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任し、又は住所を変更した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大鴨土地改良区

変更した役員の氏名及び住所

変更前

監事	西村 音造	倉吉市福吉町一三五四番地
----	-------	--------------

変更後

監事	西村 音造	倉吉市旭田町九番一地
----	-------	------------

北条川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	田熊 善之助	東伯郡北条町大字米里
"	吉田 啓蔵	下神
"	牧野 克良	田井
"	稲本 忠雄	田井
"	田中 一	曲
"	鼻渡 重信	島
"	近藤 虎治	北尾
"	遠藤 清春	松神
"	三谷 忠政	弓原
"	岸田 喜代治	土下

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	田熊 善之助	西伯郡北条町大字米里二九七番地
"	吉田 啓蔵	下神一九三番一地
"	牧野 克良	七〇五番地
"	稲本 忠雄	田井四〇四
"	矢木 稔	田井四〇六
"	田中 一	北尾四八八
"	遠藤 清春	曲 六九〇
"	三谷 忠政	松神八二九番一地
"	岩本 富好	弓原三六八番地
"	岩垣 春政	六二三
"		島 六二一

岸田 喜代治
土下一九六

昭和四十二年二月十日臨時総代会に於いて総選挙の結果当選し、二月十七日就任 任期二年

鳥取県告示第二百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倅谷土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事	山上 勉	倉吉市倅谷
"	山上 秋徳	"
"	山上 涉	"

昭和四十二年一月十五日臨時総会において選任され 一月十五日就任 任期は精算終了まで

鳥取県告示第二百五十六号

昭和四十二年一月十日付で大河内土地改良区から申請のあつた新たに
行なおうとする土地改良(農道橋)事業については、審査の結果その計画
を適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四
十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとお

り告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年四月十八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市大河内 大河内土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立ち入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 建設大臣

二 事業の種類 一般国道九号(湖山バイパス)改築工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市田島、秋里、江津、南隅、賀露及び湖山地区内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十二年四月二十日から
昭和四十三年三月三十一日まで
鳥取県告示第二百五十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立ち入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 建設大匠
- 二 事業の種類及び立ち入ろうとする土地の区域
イ 天神川砂防流路工事
東伯郡関金町大字堀地内
- ロ 天神川改修(巖城堤防)工事
倉吉市巖城地内
- ハ 天神川改修(金谷堤防)工事
東伯郡関金町大字関金宿地内
- ニ 淀江海岸堤防工事
西伯郡淀江町大字小波地内
- ホ 皆生海岸堤防工事
米子市西福原地内
- ヘ 日野川改修(富吉堤防)工事
西伯郡日吉津村大字富吉地内
- ト 日野川改修(吉長堤防)工事
西伯郡岸本町大字大殿及び岸本地内

チ 一般国道九号改築工事

米子市角盤町、東倉吉町、熊党及び蚊屋地内

西歪郡日吉津村大字日吉津地内

東伯郡泊村大字小浜地内

気高郡青谷町長和瀬地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十二年四月十八日から

昭和四十三年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百五十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立ち入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 日本国有鉄道
 - 二 事業の種類 山陰本線宝木浜村間河内川橋りよう改良工事
 - 三 立ち入ろうとする土地の区域
気高郡気高町大字下坂本及び宝木
 - 四 立ち入ろうとする期間
昭和四十二年四月十八日から
昭和四十二年五月十四日まで
- 鳥取県告示第二百六十号**
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(癖の指定について)の一部を次のように改正する。

01013

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取県立身体障害者更生指導所 鳥取市富安」を「鳥取県立身体障害者更生指導所 気高県鹿野町大字今市」に、「鳥取県立経営伝習農場」を「鳥取県立農業経営大学校」に、「鳥取県立倉吉東高等学校 倉吉市堺町二丁目二〇一」を「鳥取県立倉吉東高等学校 倉吉市下田中六一の一」に改める。

鳥取県告示第二百六十一号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十二年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 「鳥取県中部県税事務所 倉吉市仲之町七三五」を
- 「鳥取県中部県税事務所 倉吉市巖城二七九」に、
- 「鳥取県中部福祉事務所 倉吉市仲之町七三五」を
- 「鳥取県中部福祉事務所 倉吉市巖城二七九」に、
- 「鳥取県倉吉地方農林振興局 倉吉市仲之町七三五」を
- 「鳥取県倉吉地方農林振興局 倉吉市巖城二七九」に、
- 「鳥取県倉吉地方農林振興局 倉吉市越殿町一四〇八」を
- 「久米ヶ原土地改良事業所 倉吉市西倉吉町稲荷二一の七」に、
- 「鳥取県倉吉土木出張所 倉吉市宮川町六三七」を
- 「鳥取県倉吉土木出張所 倉吉市巖城二七九」に改める。

公安告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。
昭和四十二年四月十八日

鳥取県公安委員長 沢 住 辰 蔵

- 一 聴聞の期日及び場所 昭和四十二年四月二十七日午前十時から
鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)
- 二 聴聞当事者の住所及び氏名
鳥取県公安委員会委員室

- 1 鳥取市卯垣一四四の七 徳 中 保
- 2 鳥取市吉方四区七〇七の一 佐 竹 等
- 3 鳥取市湖山町五四五 影 井 稔
- 4 鳥取市立川町五丁目一三の四 小 林 孝 行
- 5 鳥取市藪片原無番地 谷 尾 義 和
- 6 岩美郡国府町大字宮の下一六の一 山 本 二 郎
- 7 鳥取市湖山二九六〇の五六 蔵 永 吉 金
- 8 鳥取市下砂見五六の二 北 山 守
- 9 八頭郡河原町大字和奈見一七二の一 下 田 義 勝
- 10 八頭郡智頭町大字市瀬一〇三二 植 木 昇
- 11 八頭郡河原町大字佐貫二二二の三 山 口 三子 夫
- 12 気高郡鹿野町大字鹿野六五一 清 水 正 男
- 13 岩美郡岩美町大字浦富二六四二 油 浅 洋 一

14	岩美郡福部村大字蔵見一八四	横山 祝比古
15	八頭郡智頭町大字大屋三五〇	熊谷 操
16	八頭郡用瀬町大字鷹狩四七九の二	木下 伸一
17	倉吉市津津五七二の一	谷本 健治
18	倉吉市服部八〇三	石橋 健治
19	東伯郡北条町大字弓原六一七	浜本 郁郎
20	八頭郡那家町大字藤井三三〇	安藤 繁己

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和42年度上期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和42年4月18日

鳥取県知事 石、破、二、朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	試験の時間
丙種化学主任者免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	9.30～11.00
	高圧ガスの取締りに関する法令	11.10～12.10
第3種冷凍機械主任者免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	13.00～15.00
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	9.30～11.00
高圧ガスの取締りに関する法令		11.10～12.10

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和42年5月28日（日曜日）

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続
次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工指導課に提出すること。

(1) 受験願書

高圧ガス作業主任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号。以下「規則」という。）別表第2の様式によること。

(2) 履歴書

規則別表第4の様式によること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

(注) 受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工指導課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(4) 受験手数料及びその納付方法

ア 受験手数料 700円

イ 納付方法 ナに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

4 受験願書の提出期間

昭和42年4月25日から昭和42年5月6日まで

5 受験票

受験願書を提出した者には受験票を交付する。